

アメリカ連邦仲裁法の 適用範囲をめぐる議論について

—Southland Corp. v. Keating判決を中心に—

福山正剛

第1章 本稿の意義

平成13年6月12日、司法制度改革審議会により司法制度改革審議会意見書が内閣に提出され、司法制度改革の基本理念や方向、およびその内容が確認された。同意見書には、国民の期待に応える司法制度を備えるべく民事司法制度改革提言が含まれており、その一内容として裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化の必要性が謳われている⁽¹⁾。そこにおける「国際連合国際商取引委員会における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制を早期に整備すべきである」⁽²⁾との提言を受け、司法制度改革推進本部事務局内に仲裁検討会が設置されるとともに、司法制度改革推進計画に仲裁法制の整備が盛り込まれた。同検討会による論議を経て、平成15年3月14日には仲裁法案が国会に提出され、同年7月25日、第156回国会において仲裁法が成立し、同年8月1日公布された(平成15年法律第138号)。

本稿は、かかる新仲裁法制定によって従来以上に活発化するであろう仲裁法に関する議論に対し、アメリカ仲裁法の知見を提供することにより寄与を図るものである。従来、仲裁に関しては「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」(明治23年法律第29号)に定められており、制定以来実質的な改正がなされないまま経過し、そのことによる仲裁法制の古さが、わが国の仲裁が活性化しない一つの原因といわれてきた⁽³⁾。新法はかような状況において、1985年作成の「UNCITRAL国際商事仲裁モデル法」に準拠しつつ日本の実情にも配慮し、旧法を現代化・国際化した

ものである⁽⁴⁾。したがって、アメリカ仲裁法に関する知見は直接日本法の解釈論に影響を与えるものではないが、アメリカが日本の国際取引の相手国として重要な位置を占めていること、およびそれにとどまらず、アメリカではアメリカ仲裁協会(American Arbitration Association)を中心に仲裁が活発に利用され、議論の蓄積があること等に鑑みれば、今後のわが国仲裁法にとって、アメリカ仲裁法は十分参照に値するものと思われる。

アメリカにおいては、連邦制が採られていることから、各州・連邦のそれぞれに仲裁法が存在するが、アメリカ仲裁法において最も重要な役割を果たしているのは、1925年に制定された連邦仲裁法(Federal Arbitration Act)⁽⁵⁾である。同法は今日、その適用が広い範囲にわたって認められており、そのためにアメリカ仲裁法において最も重要な役割を果たしているのであるが、同法の適用拡大の趨勢を決定付けたのが、1984年に連邦最高裁判所によって下されたサウスランド判決(Southland Corp. v. Keating)⁽⁶⁾である。本判決は、連邦仲裁法が連邦裁判所だけでなく州裁判所においても適用されることが、連邦最高裁の判決理由中の判断において初めて肯定された判決であり、本判決およびその後の判例の動向を契機として、連邦仲裁法の適用範囲、あるいは連邦仲裁法と州仲裁法の関係について考察する論文がアメリカで相次いでいる⁽⁷⁾。本稿は、1925年の連邦仲裁法制定以降アメリカ仲裁法において最も重要な問題の一つであった連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について、サウスランド判決の論理と同判決で示された連邦仲裁法の立法過程の解釈を中心に、議論の内容を把握することを目的とするものである。

本稿のテーマである連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論についての先行研究としては、この問題を正面から扱った久保田穰「米国における連邦仲裁法と州の仲裁法の関係について(1)~(3・完)」⁽⁸⁾や、アメリカ仲裁契約法の重要なトピックを取上げて論ずる高田昇治『仲裁契約法の研究』⁽⁹⁾が存在するが、いずれも1984年のサウスランド判決以前のものである。また、サウスランド判決については、安藤誠二「仲裁条項(arbitration clause)について(その1)」⁽¹⁰⁾や押川智彦「アメリカ合衆国において国際仲裁契約に適用される法律について」⁽¹¹⁾で簡単に紹介されている

ほか、本判決を中心的に取上げたものは見当たらない。次に、連邦仲裁法の立法過程については、藤原淳美「米国労働仲裁と連邦仲裁法—邦労働仲裁の一側面—」⁽¹²⁾に紹介があるものの、労働仲裁に関する議論が中心となっており、サウスランド判決における立法過程の解釈およびその後の動向については触れられていない。サウスランド判決に示された論理と立法過程の解釈は、連邦仲裁法の解釈が問題となったその後の判例において、必ずといってよいほど頻繁に言及されるにもかかわらず、現在のところこれを中心的に取上げた論考がないため、本稿ではこの点に焦点を当てて検討する。

- (1) 司法制度改革審議会・司法制度改革審議会意見書35頁—38頁。
- (2) 同意見書37頁。
- (3) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年)(iii)頁 [近藤昌昭]。
- (4) 近藤ほか・同書(i)頁 [青山善充]。
- (5) 9 U.S.C. ; 同法は制定当初、同法14条に従ってUnited States Arbitration Act と呼称されていたが、1947年に合衆国法律集(United States Code)に編入されるにあたって、呼称を定めた14条が削除され、現在ではFederal Arbitration Actという呼称が一般的となっている。M. Domke, *Domke on commercial arbitration* (3rd ed. /revised by Larry E. Edmondson, 2003)7-6参照。
- (6) 465 U.S. 1 (1984).
- (7) たとえば以下のようなものがある。Barbara Ann Atwood, *Issues in Federal-State Relations Under the Federal Arbitration Act*, 37 U. Fla. L. Rev. 61 (1985); Robert A. Gorman, *The Gilmer Decision and the Private Arbitration of Public Law Disputes*, 1995 U. Ill. L. Rev. 635; Paul D. Carrington & Paul H. Haagen, *Contract and Jurisdiction*, 1996 Sup. Ct. Rev. 331; G. Richard Shell, *Federal Versus State Law in the Interpretation of Contracts Containing Arbitration Clauses: Reflections on Mastrobuono*, 65 U. Cinn. L. Rev. 43 (1996); Stephen L. Hayford & Alan R. Palmiter, *Arbitration Federalism: A State Role in Commercial Arbitration*, 54 Fla. L. Rev. 175 (2002); Larry J. Pittman, *The Federal Arbitration Act: The Supreme Court's Erroneous Statutory Interpretation, Stare Decisis, and a Proposal for Change*, 53 Ala. L. Rev. 789 (2002); Christopher R. Drahozal, *In Defense of Southland: Reexamining the Legislative History of the Federal Arbitration Act*, 78 Notre Dame L. Rev. 101

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

(2002).

- (8) 久保田穰・JCAジャーナル22巻7号3頁、22巻8号9頁、22巻9号2頁(1975年)。
- (9) 高田昇治・商事法務、2003年。収録された論文の初出は、いずれも1978年から1980年である。
- (10) 安藤誠二・海事法研究会誌169号52頁(2002年)。
- (11) 押川智彦・JCAジャーナル48巻4号2頁(2001年)。
- (12) 藤原淳美・六甲台論集法学政治学篇46巻3号159頁(2000年)。

第2章 サウスランド判決と連邦仲裁法の立法過程

まずサウスランド事件(Southland Corp. v. Keating)⁽¹⁾の事案を確認しておこう。上訴人(Southland Corp.)はコンビニエンスストアのフランチャイザーであり、被上訴人(Keatingその他)はそのフランチャイジーである。本件各フランチャイズ契約には、「本契約または本契約の不履行から生ずる、あるいはこれに関連する全ての争訟または請求は、アメリカ仲裁協会(American Arbitration Association)の規則に従って、仲裁によって解決されるものであり、…仲裁人によって下された全ての仲裁判断に関する判決は、その管轄権を有する裁判所において、全て登録される。」との仲裁合意が含まれていた。被上訴人らは各自、詐欺(fraud)・不実表示(misrepresentation)・契約違反(breach of contract)・信認義務違反(breach of fiduciary duty)・カリフォルニア州フランチャイズ投資法(California Franchise Investment Law)が規定する開示義務懈怠(violation of the disclosure requirements)等を理由に、カリフォルニア州地方裁判所に訴訟を提起した。これらの訴訟は、後にKeatingの提起したクラス・アクションに併合された。上訴人は契約に従って仲裁の履行を申立て、被上訴人はクラス・アクションの承認(class certification)を要求した。カリフォルニア州地裁は、カリフォルニア州フランチャイズ投資法に基づく請求に関するものを除き⁽²⁾、上訴人の仲裁申立を全て認め、被上訴人のクラス・アクション承認要求については、これを認めなかった。

カリフォルニア州控訴審裁判所⁽³⁾は、カリフォルニア州フランチャイ

ズ投資法に基づく請求の仲裁を否定した地裁の判断を覆し、同法は仲裁合意を無効にするものではなく、もし同法が州際通商(commerce)を含む仲裁合意を強制不可能(unenforceable)にするものだとすれば、連邦仲裁法2条に抵触すると判示した。また、クラス・アクションの承認手続についても、これを行うよう命じた。

カリフォルニア州最高裁判所⁽⁴⁾は、控訴審がカリフォルニア州フランチャイズ投資法に基づく請求の仲裁を肯定した判断をさらに覆し、同法は裁判所による判断を要求していると解されるが、連邦仲裁法に反するものではないと判示した。また、被上訴人のクラス・アクション承認要求については、地裁に差戻した。これに対し、上訴人がサーシオレイライ⁽⁵⁾により連邦最高裁判所に上訴を行った。

第1節 バーガー法廷意見・オコナー反対意見

本節では、バーガー(Burger)法廷意見とオコナー(O'Connor)反対意見(以下、単に反対意見とする)の判示について、両者を対比しつつ見ていく⁽⁶⁾。まず、法廷意見は本件の争点を、(a)カリフォルニア州フランチャイズ投資法は連邦仲裁法の範囲内にある仲裁合意を無効にするものとして、最高法規条項(Supremacy Clause)を侵害しないか、(b)州裁判所においてクラス・アクションが課せられている場合、連邦仲裁法のもとでの仲裁は害されるのか、の2点であると捉える⁽⁷⁾。そして、その前提として、連邦仲裁法がカリフォルニア州フランチャイズ投資法を専占(pre-empt)するかの判断について、連邦最高裁は管轄権を有するものと判示した⁽⁸⁾。続いて法廷意見は、争点(a)について判断する前に、争点(b)について述べる。法廷意見は、上訴人は州裁判所において釈明を求められた際、クラス・アクションの仲裁適格性について州法はこれを認めていないと答弁しているが、連邦法との関係については言及していない、よって本件ではこの争点について上訴人の主張がなく、連邦最高裁としてはこの争点を扱う管轄権をもたない、と判示した⁽⁹⁾。

次に、本件における本論たる争点(a)について見ていく。法廷意見は、はじめに結論を掲げ、カリフォルニア州フランチャイズ投資法をカリフォルニア州最高裁のように解すると、同法は連邦仲裁法2条と直接に

抵触し最高法規条項(Supremacy Clause)を侵害すると判示した⁽¹⁰⁾。続いて連邦仲裁法の解釈に移るのであるが、まず次のような総論を述べる。

「連邦議会は、連邦仲裁法2条を制定するにあたって、仲裁を促進する国策(a national policy favoring arbitration)を宣言し、当事者が仲裁によることを合意した請求について裁判所による解決を要求する州の権能を回収したのである。」⁽¹¹⁾そして連邦仲裁法2条を引用した後、次のように述べる。「連邦仲裁法によって規律される仲裁条項の強制可能性(enforceability)には、2つの制限のみが課されていることに気付く。すなわち、当該仲裁条項は書面による海事取引契約または通商を含む取引を裏付ける契約の一部でなければならないこと、および、コモン・ローもしくはエクイティに基づく契約取消しの理由が存在する場合には無効であること、である。連邦仲裁法のうちには、強制可能性の広汎な原理が州法のいかなる付加的な制限に服することを示唆する何物も見出せない。」⁽¹²⁾

以上が争点(a)についての法廷意見の導入部分である。反対意見についても同様に導入部分を掲げておく。反対意見はまず、法廷意見の結論および立法過程の解釈について否定する。「今回、裁判所は2条の表面上の沈黙について、連邦裁判所とともに州裁判所にも2条を適用する義務があると宣言することを許容するものと解している。さらに、法廷意見において詳しい説明はないが、裁判所は、新たに認められたかかる連邦的権利(federal right)を強制するにあたって州裁判所は3条に規定された手続に従わねばならない、と判示した。判決は仲裁の使用を奨励する(無理のない)欲求に駆り立てられているが、連邦仲裁法の基礎にある議会の明白な意図について、全く認識していない。議会は、仲裁合意を尊重することを、州裁判所ではなく連邦裁判所に対して要求しているのである。」⁽¹³⁾そして、本件の意義について、連邦仲裁法の歴史を概観しつつ、次のように述べる。「連邦仲裁法は1925年に制定された。後述24—29で論証するように、議会は連邦仲裁法について、連邦裁判所における手続または「一般連邦法(general federal law)」を命じる権能を行使したものであると考えていた。ここに提出された問題は、当裁判所の次の3つの判決の結果としてあらわれたものである。1938年、当裁判所はエ

リー判決(*Erie R. Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64)を下した。エリー判決は連邦政府に対して、連邦裁判所の裁判権を規律する合衆国憲法第3編の権能のみによって実体法を創設することを否定した。その18年後、当裁判所はバーンハルト判決(*Bernhardt v. Polygraphic Co.*, 350 U.S. 198 (1956))を下した。バーンハルト判決は、契約紛争についての仲裁義務は訴訟の結果を左右する(outcome determinative)(すなわち「実体的(substantive)」な)ものであり、それゆえ州籍相違事件の連邦裁判所においては通常州法によって規律される問題である、と判示した。バーンハルト判決は、それ以降連邦仲裁法は憲法上州籍相違事件には適用されず、連邦法の下で生じる連邦裁判所の事件についてのみ適用されうるものである、というやっかいな問題を生じさせた。プリマペイント事件(*Prima Paint Corp. v. Flood & Conklin Mfg. Co.*, 388 U.S. 395 (1967))において当裁判所はこの問題を取上げ、連邦仲裁法は憲法上州籍相違事件の連邦裁判所における手続に適用されうることを判示した。連邦仲裁法は州際通商または海事事件を含む契約のみに適用されるものであり、議会は明らかにその領域についてのみ立法権を有している。にもかかわらず、プリマペイント判決では、「連邦仲裁法は訴訟が州裁判所に提起されたか連邦裁判所に提起されたかにかかわらずその範囲内にある全ての契約に適用されるべき実体的政策(substantive policy)を具体化したものである、という見解を明示的に是認することが注意深く回避されている」(P. Bator, P. Mishkin, D. Shapiro, & H. Wechsler, *Hart and Wechsler's The Federal Courts and the Federal System* 731-732 (2d ed. 1973))。今回の事件は、連邦仲裁法が州裁判所の手続に適用されるかについて、当裁判所が判断する機会を持った最初のものである。この主題については*Moses H. Cone Memorial Hospital v. Mercury Construction Corp.*, 460 U.S. 1 (1983)においても言及があったが、この事件は、州裁判所ではなく連邦裁判所の手続を含むものであった。州裁判所に連邦仲裁法の適用があるとの傍論(dictum)は、全体として判決には不要なものであった。⁽¹⁴⁾

以上の前置きの後、両意見は争点(a)に対するそれぞれの見解についての具体的根拠と帰結を述べていくのであるが、以下では、反対意見の争点整理⁽¹⁵⁾を参考に、4つの項目について両意見を対比していく。

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

1 連邦仲裁法 2 条の性質と立法過程について

(1) 先行判例および条文上の根拠づけ

法廷意見は先行判例に言及し、まずプリマペイント判決を引用する。「連邦仲裁法は、通商条項(Commerce Clause)のもとで実体法を制定する議会の権威に依拠するものである。プリマペイント判決(*Prima Paint Corp. v. Flood & Conklin Mfg.Co.*, 388 U.S. 395 (1967))において、裁判所は本法の立法過程を考察し、本法は連邦の州際通商と海事取引を規制する明白な根拠に基づくものであると結論した(*Id.* at 405) (H.R. Rep. No. 96, 68th Cong., 1st Sess., 1 (1924)を引用している)。プリマペイント事件における契約は、本件と同様、仲裁条項を含むものであった。プリマペイント事件において当事者は、相手方が契約の動機において詐欺を行ったと主張し、かかる主張につき連邦裁判所での判断を求めた。裁判所は、州法の規定にもかかわらず、契約の動機において詐欺的であるとの主張の判断は、裁判所ではなく仲裁人がなすべきものとした(388 U.S. at 400)。裁判所はかかる判示について、通商条項に基づいて実体法を創設する議会の広汎な権能に依拠している。」⁽¹⁶⁾ 「少なくとも、1824年以降通商条項に基づく議会の権威は絶対的であった(*Gibbons v. Ogden*, 9 *Wheat*. 1, 196 (1824))。マーシャル(Marshall)主席裁判官の言によれば、議会の権威は「規制権能、すなわち通商が服すべき法を規定する権能」である(*Ibid*)。連邦仲裁法は通商条項権能の行使であるというプリマペイント事件における裁判所の言明は、同法の実体法は連邦裁判所とともに州裁判所にも適用されることを明白に示唆している。ブラック(Black)裁判官が反対意見で述べているように、議会が通商条項に基づく実体的連邦法(substantive federal law)を制定する権威を行使する場合には、通常、議会は連邦裁判所とともに州裁判所においても強制可能な法を創設するものである(*Prima Paint, supra*, at 420)。」⁽¹⁷⁾

続いて、法廷意見はMoses H. Cone判決を引用する。「*Moses H. Cone Memorial Hospital v. Mercury Construction Corp.*, 460 U.S., at 1, 25, and n. 32において当裁判所は、連邦仲裁法は連邦実体法の根幹(a body of federal substantive law)を創設したものであるという当裁判所の見解を確認し、同法が創設した実体法は州および連邦の裁判所に適用される

というプリマペイント事件の暗示を明確化した。Moses H. Cone事件は仲裁の強制申立から始まった。連邦地方裁判所は、州裁判所の訴訟と平行して係属している(連邦の)訴訟を停止した。連邦地裁がその裁量を逸脱していることを判示するにあたって、当裁判所は、停止を正当化する何らの例外的事情も見出さず、連邦仲裁法のもとにおける連邦法上の争点の存在は、連邦管轄権の放棄を考量する主要な判断であると認めた(460 U.S., at 26)。このように当裁判所は、仲裁適格性(arbitrability)という根本的な争点は連邦実体法の問題であると解した。連邦仲裁法における連邦の法は、かかる争点につき州・連邦いずれの裁判所も規律する(*Id.*, at 24)。』⁽¹⁸⁾

これに対して、反対意見は条文上の根拠を挙げつつ、法廷意見によるプリマペイント判決の引用の仕方を問題にする。「連邦仲裁法の構造はそれ自体で、裁判所が2条に与えた今回の読みとは全く逆の方向を示している。3条と4条は連邦仲裁法を実施するための規定であり、明らかに連邦裁判所にのみ適用される。4条には「合衆国地方裁判所(United States district court)」とあり、合衆国法律集第28編における管轄権を有する裁判所においてのみ実施されうると規定している。公布当初から、3条には「合衆国裁判所(courts [or court] of the United States)」とあり、それは4条と同じ文言であった。その後4条の文言にわずかな修正が加えられたのであるが、連邦裁判所に対する両条(3条・4条)の制限について実質的な変更はない。』⁽¹⁹⁾ 「当裁判所の先行判決で、権威をもってこれと異なった解釈をしたものはない。連邦裁判所の訴訟を含むものであるプリマペイント判決とMoses H. Cone判決が繰り返されるばかりである。州裁判所の手続に対する連邦仲裁法の適用可能性の問題は、いずれの事件においても単に裁判所の前に出てこなかっただけである。ブラック(Black)裁判官は、プリマペイント判決における多数意見および自分の反対意見が、今回裁判所によって前述11・12のように引用されていることに、きっと驚くであろう。ブラック裁判官の反対意見は次のように指摘する。「当裁判所は、…連邦仲裁法に基づいて連邦裁判官によって創設された連邦実体法の根幹(the body of federal substantive law)が州裁判所に適用されることが要求されるとは、判示していない。かかる趣旨

の判決は、裁判所は未決のままにしているが、同法の起草者の意図に反するものであろう。」プリマペイント判決における多数意見は、この言明と何ら矛盾するものではない。プリマペイント判決多数意見は、議会の当初の意図を十分に、しかも正確に実施するものであり、エリー判決の介入にもかかわらず海事および州際契約に連邦仲裁法の規制が集中していることは、州籍相違事件の連邦裁判所において連邦仲裁法が適用されることを許容するものであると認めた。これに対して、今回の判決は、プリマペイント判決の慎重な物言い(careful crafting)とプリマペイント判決を必然とした歴史的原因とを、曲解(glosses over)するものであり、連邦仲裁法に対し議会が意図した以上の射程を与えるものである。」⁽²⁰⁾

以上のような反対意見の批判に対し、法廷意見も、反対意見に対する次のような反論を試みる。「オコナー裁判官は、議会は連邦仲裁法を「連邦裁判所においてのみ適用される手続立法」と見ている、と論じている(後述25)。もし議会は連邦裁判所における手続的救済を創設したにすぎないというのが正しいとすれば、連邦仲裁法における「通商を含む(involve commerce)」契約(連邦仲裁法2条)という明示的な制限の説明がつかなくなってしまう。たとえば議会が当裁判所に対し連邦控訴審裁判所・連邦地方裁判所・破産裁判所における手続法を規定する権限を与える場合、議会は裁判所の権能を、通商を含む請求原因についてのみ適用可能な法を規定することに限定してはこなかった(たとえば28 U.S.C. §§ 2072, 2075, 2076 (1976 ed. and Supp. V)を参照)。もし議会在、連邦仲裁法を制定する際、連邦裁判所においてのみ適用可能な手続法と考えられるものを創設していたのであれば、議会は連邦仲裁法について通商を含む取引に限定するようなことはしなかったであろう。一方で、連邦仲裁法が州裁判所において適用されることを意図する場合、議会は通商条項を行使する必要があるであろう。しかしまた同時に、その射程は州際通商を含む取引に限定されるであろう。それゆえわれわれは、2条における「通商を含む」という要件について、連邦裁判所の権能に対する説明不可能な制限と見るのではなく、州裁判所および連邦裁判所において適用されることが意図される制定法に対する、当然の留保であると見

る。』⁽²¹⁾

(2) 立法過程による根拠づけ

法廷意見は「立法過程には曖昧さがないではないが、議会は仲裁合意を連邦裁判所において強制可能にする以上の意図を有していた」と述べ、法案の目的について下院報告を引用し、「かかる広汎な目的は、議会が通商の分野における重要な問題は取上げているのに対し、連邦裁判所に影響が限定されている問題を取上げようとはしていないという現実からも推測される」とする⁽²²⁾。そして、「連邦仲裁法は、仲裁合意の特定の強制を否定するエクイティの原則を覆そうとしたものである」と述べ、上院聴聞会におけるウォルシュ(Walsh)上院議員の発言と下院報告を引用し⁽²³⁾、次のように言う。「これはおそらく、議会が州法の制限に妨げられることのない同法の広い射程を意図していたことを明らかにするものである。*Metro Industrial Painting Corp. v. Terminal Construction Co.*, 287 F. 2d 382, 387 (CA2 1961) (ランバード(Lumbard)首席裁判官補意見)で述べられたように、同法の目的は、仲裁を望む者および州際通商に関する契約を結んだ者に、彼らの期待が連邦の裁判官や州の裁判所・議会によって妨げられないことを保証するところにある。議会は、仲裁合意の強制を望まない態度が州裁判所に蔓延していることについても認識していた(たとえばSenate Hearing, at 8)。また、州裁判所は、州制定法に規定される方法のもとで仲裁に合意した場合に、当事者がそのもとで仲裁を行うこととなる制定法に規定される技術的仲裁に拘束されるが、その州制定法は仲裁契約に効果を与えることに関心がないことについても認識していた。』⁽²⁴⁾そして、次のように問題をまとめる。「したがって、議会が直面した問題には2つの要素がある。すなわち、仲裁に対する古きコモン・ローの敵意と、州の仲裁制定法が仲裁合意の強制命令を欠いていたこと、である。連邦仲裁法の射程を連邦裁判所において強制される仲裁に限定すると、議会は自らが取り組んだ大きな問題に向かい合うに適した射程をもって広汎な立法を行ったのだ、という我々の信念を挫折させてしまう。』⁽²⁵⁾

反対意見は、法廷意見が立法過程の曖昧さを認めるのに対し、「連邦仲裁法ほど明快な(unambiguous)立法過程を示しているものはめったに

ない」と言い、「立法過程は最終的に、1925年の議会は連邦仲裁法を連邦裁判所においてのみ適用可能な手続立法であるとみており、それは主として連邦裁判所の裁判権を規制する連邦の権能に由来すると考えていたことを示している」とする⁽²⁶⁾。そして、「1925年の時点において、議会は断固として仲裁を「手続(procedure)」の問題であると考えていた」として、両院合同聴聞会・上院聴聞会・下院報告・上院報告・議会討論・アメリカ法律家協会誌・コーエン(Cohen)とデイトン(Dayton)の論文などを参照しながら⁽²⁷⁾、これらに関して次のようにまとめている。「これらのものを、立法過程における「曖昧さ」という言葉で退けることはできない。正確にいうと、全過程において曖昧さがあるのは1箇所のみであり、それは裁判所によって12—13において引用されている下院報告の1文に現れている。しかし、かかる曖昧さは、同じ下院報告の別の箇所(27参照)および他の立法資料を通して最終的には解消されている。」⁽²⁸⁾

2 28 U.S.C. § 1331における連邦問題管轄権について

この問題について、法廷意見は次のように述べる。「連邦仲裁法は当事者に仲裁条項を尊重することを要求する連邦的実体法を創設するものであるが、28 U.S.C. § 1331その他における、いかなる独立の連邦問題管轄権も創設するものではない(*Moses H. Cone Memorial Hospital v. Mercury Construction Corp.*, 460 U.S. 1, 25, n. 32 (1983))。このことは、「当該訴訟手続が係属する裁判所」による訴訟の停止を定める3条、および、「当該仲裁合意がなければ合衆国法律集第28編に基づいて民事訴訟又は海事訴訟の管轄権を有するはずの合衆国地方裁判所」によって強制が命じられることを定める4条の規定に、含意されているものと思われる。」⁽²⁹⁾

これに対し、反対意見は次のように法廷意見を批判し、自らの見解の正当性を主張する。「前述12において裁判所は、州裁判所が適用することを要求されないような連邦の実体的権利を議会が創設することはないであろうと示唆している。しかし、28 U.S.C. § 1331の管轄権が承認される連邦裁判所において強制されえない連邦の実体的権利などというも

のも同様に稀なものであるが、前述15—16において裁判所は、連邦仲裁法はそのように解すべきであると述べている。この難問に対する簡単な答えは、1925年の時点において議会は実体的権利を創設したとは全く考えていなかったというものである。⁽³⁰⁾

3 連邦仲裁法2条の強制方法について

これについては、まず反対意見が問題を提起している。「2条は、連邦仲裁法の他の規定と同様、州裁判所においては全く適用されるべきではない。これに対し、2条が州裁判所の強制すべき連邦的権利を本当に創設したものであるとするならば、州裁判所には、少なくともまず、かかる権利を強制する自らの手続を規定することが認められてしかるべきである。残念ながら裁判所は、ここで問題となっている仲裁条項について、特定の(specifically)強制がなされることを命じているようであり、他の強制方法は明らかに認められていない。」⁽³¹⁾そして、法廷意見を次のように批判する。「法廷意見に対する私の理解が正しいとすれば、裁判所は連邦仲裁法3条について州裁判所を拘束するものと解している。しかし、29で述べたように、3条はその文言自体では連邦裁判所の手続のみを規律している。さらに、もし2条が単独で仲裁条項の特定の強制を行う連邦的権利を創設しているのだとすれば、必然的に、3条と4条は多分に過剰(superfluous)なものになってしまう。また、もし2条が、仲裁開始前に仲裁合意を強制可能にするための3条・4条の手続と黙示的に一体化しているのだとすれば、裁判籍・人的裁判権および仲裁終了後の仲裁判断強制の通知に関する9条⁽³²⁾の手続もまたそうではないのか。一組になっている手続は、互いがなければ役に立たないものである。」⁽³³⁾

しかし、これには法廷意見から次のように反論がなされている。「当裁判所の2条の解釈は3条および4条を多分に過剰なものとしてしまうとの主張がなされているが(後述31注20)、これは当裁判所の判示および連邦仲裁法を誤解させる(misleads)ものである。連邦仲裁法は仲裁合意を強制する権能を奪う州法を専占する(preempts)ものであると判示するにあたって、われわれは、連邦仲裁法3条・4条が州裁判所の手続に適用されるとは判示していない。たとえば、4条は仲裁を命じる手続にお

いて連邦民事訴訟規則が適用されることを規定しているが、連邦民事訴訟規則はかかる州裁判所の手続には適用されないのである。」⁽³⁴⁾

法廷意見に対する反対意見の批判をさらに見ていくと、反対意見は州裁判所における強制の手続は基本的に州が決定すべきであるとする。

「州裁判所が連邦によって創設された権利を尊重すべきこと、および、これに反する地域的(local)な手続を行うことによって州裁判所がかかる権利を不合理に害してはならないことは、確たるものとなっている。

「明確かつ合理的に形成された連邦的権利の主張は、地域的实践(local practice)の名の下に無効とされるべきではない」(*Brown v. Western R. Co. of Alabama*, 338 U.S. 294, 299 (1949))。しかし、連邦議会の明確な指示がない場合には、州裁判所は、連邦的権利を強制するにあたって自らの合理的な手続を適用することが常に認められてきた。2条の簡潔かつ一般的な文言に一連の複雑かつ強制的な手続を読み込むことを始める前に、少なくとも、州裁判所および州議会に対して、新たな連邦的権利を強制するための州自らの方策を展開する機会を認めるべきである。仲裁条項違反に対して、填補的(compensatory)または懲罰的(punitive)損害賠償を課すことを選択する州もあるであろうし、なお仲裁を望む一方当事者に対し手続費用の負担を課す州もあるであろう。また、これ以外の方法によって仲裁合意の「有効性と強制可能性(validity and enforceability)」を確認する州もあるかもしれない。いずれの方法によっても、2条の文言および背景と十分に調和するようなかたちで、2条の権利を主張することができる。2条の素っ気ない文言から、多様な強制方法が導かれることは確実である。コモン・ローにおいては、多くの法域が仲裁合意に対して敵対的(hostile)であった(*Kulukundis Shipping Co. v. Amtorg Trading Corp.*, 126 F. 2d 978, 982-984 (CA2 1942))。かかる敵意は、2つの異なる法理に反映されている。まず、「撤回可能性(revocability)」であり、この法理によれば、当事者は仲裁判断が出される前であればいつでも仲裁合意を否認することができる。そして、「無効性(invalidity)または強制不可能性(unenforceability)」という同義の法理であり、これによれば、仲裁合意を尊重しないことに対するいかなる救済も一様に否定される。これに対し、仲裁合意の強制を行うコモン・ローの法域におい

では、少なくとも次の3つの異なる方法によって強制が行われていた。すなわち、損害賠償請求訴訟(actions for damages)、特定の強制訴訟(actions for specific enforcement)、あるいは、取引・商工団体による、仲裁合意を侵害する構成員に対する制裁の強制、という方法である。1925年の時点において、これらの救済方法のいずれかでも認める裁判所であれば、当該裁判所は仲裁条項の「有効性(validity)」および「強制可能性(enforceability)」を認めていたものと考えられるであろう。」⁽³⁵⁾

そして、結論として次のように述べる。「要するに、たとえ多数意見による2条の読み方を受け入れるにせよ、本件における裁判所の措置については同意しないということである。裁判所は、2条において認められる連邦的権利の本質および射程を述べた後には、州裁判所に差戻すべきだったのであり、州裁判所はこれまで連邦法の誤解の下にその活動を行っていたのである。州裁判所は、少なくともまず、新たに明確化されたかかる権利を主張するための、自らが望む手続を決定すべきである(*Missouri ex rel. Southern R. Co. v. Mayfield*, 340 U.S. 1, 5 (1950))。』⁽³⁶⁾

4 「法廷地漁り(forum shopping)」について

法廷意見は、反対意見の解釈は法廷地漁りを促進するものであるとして、次のように批判する。「オコナー裁判官によって主張された連邦仲裁法の解釈においては、カリフォルニア州フランチャイズ投資法のもとでなされる訴えが州裁判所に対して提起される場合、仲裁適格性は認められない。しかし、もしかかる訴えが州籍相違事件として連邦地方裁判所に提起される場合には、仲裁条項は強制されうるであろう(プリマペイント判決)。それゆえ、カリフォルニア州最高裁によってなされた解釈によると、法廷地漁り(forum shopping)を奨励し促進することになるであろう。われわれは不本意ながらも、通商条項の包括的権能を引き出すに際して、仲裁契約を強制する権利を創設する意図を議会に求めているのであり、不本意ながらもかかる権利を、その強制にあたって、主張がなされた個々の裁判所に依存させているのである。そして、この国の全ての訴訟のうち圧倒的割合が州裁判所においてなされることに鑑みると、議会が連邦仲裁法の射程を連邦裁判所の裁判権にのみ服する争訟に

限定していたとは考えられない。かかる解釈は、仲裁合意を他の契約（仲裁合意も契約に属する）と同様の基礎のもとに置こうとした議会の意図を挫折させてしまうであろう。」⁽³⁷⁾

これに対して、反対意見は、そのような問題は生じないと反論する。「裁判所は、15—16において、ひとつには法廷地漁りの問題を懸念して、連邦裁判所にのみ連邦仲裁法の適用を要求する見解を否定している。しかし、かかる懸念には根拠がない。連邦仲裁法は両当事者に対し平等に連邦裁判所へのアクセスを可能にしているため、連邦仲裁法を議会の意図に忠実に解釈したとしても、法廷地漁りは不可能であろう。不完全な州籍相違(incomplete diversity of citizenship)を含む争訟である場合には、単に連邦裁判所にアクセスできないだけであり、それゆえ法廷地漁りの可能性も存しない。完全な州籍相違に関する争訟である場合には、連邦仲裁法は両当事者に対し平等に連邦裁判所へのアクセスを認めている。当事者は法廷地漁りによっていかなる利益も得ることはない。仲裁に対抗する当事者が州裁判所に訴訟を提起した場合でも、相手方は連邦仲裁法に訴えることができ、即時に連邦裁判所の仲裁強制命令を得ることができる(たとえば *Moses H. Cone Memorial Hospital v. Mercury Construction Corp.*, 460 U.S. 1 (1983) 参照)。」⁽³⁸⁾

また、反対意見は連邦仲裁法の立法過程にも言及する。「皮肉にも連邦仲裁法は、スウィフト事件(*Swift v. Tyson*, 16 Pet. 1 (1842))における当裁判所の判決によって生み出された法廷地漁りの問題を解消するために立法化されたものであった。1925年までに、主要な商業州で州仲裁法を有するものも存在したが、連邦裁判所は州籍相違事件において州仲裁法を強制することを否定していた。連邦仲裁法の起草者たちは、立法によってバーンハルト判決を先取りし、州籍相違事件における連邦裁判所に対して、当該裁判所の所在する州の仲裁法を採用することを要求したのかもしれない。議会の聴聞会において指摘されているように、連邦仲裁法の補助的目的は、仲裁法を有しない州の連邦裁判所においても仲裁合意を強制可能なものとするににあった。訴訟手続における州と連邦の合理的調和を維持するための起草者の企図は、州に盲従を強いるのではなく、ニューヨークの先進的な州制定法に倣った統一的な連邦法を

採択し、同時に、協同的な州立法の採択を要求することにあつた。そのため、かかる商事仲裁の統一法(Uniform Act of Commercial Arbitration)の鍵となる言葉は、連邦仲裁法2条におけるそれと同じものであつた。』⁽³⁹⁾

そして、反対意見は結論として、「要するに、連邦仲裁法に関する法廷地漁りの懸念は、吟味に堪えない混乱の元なのである。裁判所は、これらの問題に関して起草者たちが慎重に考案した企図を無視している。』⁽⁴⁰⁾とする。

第2節 連邦仲裁法の立法過程とその解釈

連邦仲裁法は、1920年のニューヨーク仲裁法の成立をうけて、アメリカ法律家協会(American Bar Association)を主体として立法化が進められた。アメリカ法律家協会の商工・貿易・商法委員会(Committee on Commerce, Trade, Commercial Law)は、1921年・1922年・1923年にそれぞれ草案を議会に提出し、最後の1923年草案が採択され連邦仲裁法が成立した。本節では、同法の立法過程がサウスランド判決の法廷意見と反対意見においていかに扱われているかを見ていくが、補足的に、同法の解釈の変遷と立法過程を検討しつつ結論としてサウスランド判決法廷意見を批判するマクニールの見解も参照する⁽⁴¹⁾。同法の立法過程についての公式記録としては、1922年草案に関する1923年1月31日の上院聴聞会(Senate Hearing)⁽⁴²⁾、1923年草案に関する1924年1月9日の両院合同聴聞会(Joint Hearings)⁽⁴³⁾、1924年1月24日の下院司法委員会報告(House Judiciary Committee Report)⁽⁴⁴⁾、1924年2月5日の議会討論(Floor Debates)⁽⁴⁵⁾、1924年5月14日の上院委員会報告(Senate Committee Report)⁽⁴⁶⁾が存在する。以下、これらを順に検討する。

1 上院聴聞会(Senate Hearing)—1923年1月31日

本聴聞会には、上院司法委員会の小委員会委員のうち、スターリング(Sterling)(委員長)・エルンスト(Ernst)・ウォルシュ(Walsh)(モンタナ州)の各委員が出席し、参考人としてバーンハイマー(Bernheimer)(ニューヨーク商工会議所代表)・ピアット(Piatt)(アメリカ法律家協会商

工・貿易・商法委員会委員長)・ジェームズ(James)が出席している。

- (1) 法廷意見は、まず、連邦仲裁法の目的の広範さを示す根拠として、ウォルシュ上院議員の「実際、本法の目的は、いかなる仲裁合意にも特別に強制を認めないエクイティの原則を克服することにあるのではないですか。」⁽⁴⁷⁾との発言を引いている⁽⁴⁸⁾。また、仲裁合意の強制を望まない態度が州裁判所に蔓延していることが議会に認識されていたことの根拠として、ピアットの次の発言を引いている⁽⁴⁹⁾。「ミズーリ州の仲裁制定法には専門的仲裁が存在しており、そこで規定されている方法で仲裁に合意した場合には、州制定法によって仲裁を受けることになりませんが、(ミズーリ州制定法は)仲裁契約を有効にすることには関心がないのです。」⁽⁵⁰⁾
- (2) 反対意見は、本聴聞会について引用はしていないが、議会が仲裁を手続の問題と見ていたこと、および連邦仲裁法はスウィフト判決(Swift v. Tyson)のもたらした法廷地漁りを改善するためのものであったことを述べる箇所において、本聴聞会の同一のページを参照している⁽⁵¹⁾。該当箇所⁽⁵²⁾はバーンハイマーの発言部分であり、たしかに、仲裁合意の有効性・強制可能性を認める制定法を採用することは手続法改革(procedural reform)であるとの内容の発言があるが、法廷地漁りを改善するものであるとは直接には述べられていない。
- (3) マクニールも本聴聞会についてバーンハイマー・ウォルシュ・ピアットの発言を引用しているが、特にコメントは添えられておらず、いかなる意図で引用しているのか必ずしも明らかではない⁽⁵³⁾。

2 両院合同聴聞会(Joint Hearings)—1924年1月9日

本聴聞会はスターリング上院議員を委員長とする両院合同小委員会によって開催され、上院小委員会を代表してスターリング上院議員が、下院小委員会を代表してダイアー(Dyer)・フォスター(Foster)・ヒッキー(Hickey)・クルツ(Kurz)ら下院議員が出席している。またその他にも、上院議員1人・下院議員4人・その他民間人が参加しており、これらの者の中から17人が順に発言し、質疑応答を受けている。また、本聴聞会にコーエン(アメリカ法律家協会、法案の起草者)によって提出された文書

が、資料として付記されている。

- (1) 法廷意見は、本聴聞会については言及していない。
- (2) 反対意見はまず、議会在が仲裁を手続の問題と見ていたことの根拠として、コーエンの「これを行う基礎となる理論は、連邦裁判所に手続の方法を主張する権利を有するというものです。」⁽⁵⁴⁾という発言を引用する⁽⁵⁵⁾。また、コーエン文書における「連邦議会は、連邦裁判所に命じてはいるが…州の職分ないし特権を侵害するものということとはできない。…強制の問題は、実体法ではなく救済(remedies)の法に関係する。(仲裁)合意の強制が望まれる法域のためにこの法は変えられなければならない。…それゆえ個々の州が望まない仲裁強制を連邦によって無理強いする性質のものではない。」⁽⁵⁶⁾との部分を引用し、連邦仲裁法は連邦裁判所における手続にのみ影響することの根拠としている⁽⁵⁷⁾。そして、すべての連邦裁判所に適用される「一般法(general law)」を議会在が定める前エリーの(pre-Erie)権能を示すものとして、コーエン文書の「議会在は、裁判権を規律する権能および連邦裁判所の義務を定める権能のみに依拠するものである。」⁽⁵⁸⁾との箇所を引用している⁽⁵⁹⁾。
- (2) マクニールは本聴聞会におけるバーンハイマー・ローズ(Rose)・コーエンの発言を引用し、反対意見を補強するものであるとの見方をしている⁽⁶⁰⁾。

3 下院司法委員会報告(House Judiciary Committee Report)—1924年1月24日

本報告は下院司法委員会のグラハム(Graham)委員によって提出されたものであり、法廷意見がその結論を導く上で最も重要視している立法資料である(①から④の番号は引用者)。

①「この法案の目的は、州際通商を含む契約もしくは海事管轄権の及ぶ契約に含まれる仲裁合意、または、連邦裁判所において訴訟の対象となりうる仲裁合意を、有効かつ強制可能にすることである(The purpose of this bill is to make valid and enforceable agreements for arbitration contained in contracts involving interstate commerce or within the jurisdiction

or admiralty, or which may be the subject of litigation and in Federal courts.」…②「当然のことながら、問題は連邦の訴訟の対象である。仲裁合意が強制されるべきであるか否かは、事件が持ち込まれた裁判所によって決せられるべき手続の問題であって、契約が締結された法廷地の法によって決せられるべき実体法の問題ではない。したがって、かような契約が連邦裁判所において強制されうる前提として、この法律は不可欠なものである。」…③「仲裁合意は、それが属する他の契約と同様の基礎の上に置かれるものである。」④「この法律の必要性は、わがアメリカ法の時代錯誤から生じている。数世紀前には、イギリスの裁判所は、自らの管轄権に関する嫉妬心のために、裁判所がそれによって管轄権を否定されるという理由から、特定の仲裁合意を強制することを拒否していた。このような嫉妬が長期間存続したために、この原則がイギリスのコモン・ローに固く根づき、アメリカの裁判所によって採用されたのである。裁判所は、しばしば自らかかるルールを批判し、その不合理性およびそこから生じる不公平さを認識していたにもかかわらず、その先例は立法によらなければ覆しえないほど強く根付いているものであると感じてきた。」

- (1) 法廷意見は「立法過程には曖昧さがないではないが、議会は仲裁合意を連邦裁判所に強制する以上の意図を有していた。」とし、連邦仲裁法の広い目的を示すものとして、本報告①部分を次のように引用する⁽⁶¹⁾。The purpose of this bill is to make valid and enforceable [*sic*] agreements for arbitration contained *in contracts involving interstate commerce* or within the jurisdiction or [*sic*] admiralty, or which may be the subject of litigation in the Federal courts. すなわち、法廷意見は①部分から、連邦仲裁法が適用される範囲について、“*in contracts involving interstate commerce*” (州際通商を含む契約) または(*or*) “which may be the subject of litigation in the Federal courts” (連邦裁判所において訴訟の対象となりうるもの) と解釈し、もし連邦仲裁法が連邦裁判所にのみ適用されるのであれば、「または(*or*)」という表現は使われなかったはずであると考えているのであ

る。

かかる法廷意見の解釈に対し、マクニールは、本報告の引用に際して[sic](ママ)の記号が付されていることから推測されるように(enforcible [sic] はenforceableの誤記であり、or [sic] はofの誤記である)、ここで「または(or)」という文言が使われているのは、単なる書記上・印刷上のミスに過ぎないのであって、本報告の作者の意図は選択的なもの(alternative)ではなく付加的なもの(addition)であるとする⁽⁶²⁾。また、法廷意見は、連邦仲裁法の目的が仲裁合意の強制を認めないエクイティの原則を克服するための広いものであることを示すために④部分を引用し⁽⁶³⁾、議会には連邦仲裁法の適用を連邦裁判所の管轄にかかる紛争に限定する意図はないとして、③部分を引用している⁽⁶⁴⁾。

- (2) これに対して反対意見は、逆に本資料によって、連邦仲裁法が連邦裁判所にのみ適用されるものであることを導いており、その意見の中で②部分を3箇所にわたって引用している⁽⁶⁵⁾。

4 議会討論(Floor Debates)—1924年2月5日

- (1) 本討論はごく短いものであり、法廷意見は本討論に言及していない。
- (2) 反対意見は、グラハムの「本法律には、すでになされた合意を強制するために当事者を裁判所に招く単純な方法を規定する以外には、新たな法原則は含まれておりません。…本法律は何ら新しい立法ではなく、通商契約と海事契約における(仲裁)合意を強制する救済をのぞいて、何ら新たな権利を創設したものではありません。」⁽⁶⁶⁾との発言を引用している⁽⁶⁷⁾。
- (3) マクニールは、本討論において語られていることは何ら新たな理解を提供するものではなく、むしろ語られていないものの方こそが重要であり、法案は州裁判所の手続を規制するような急進的な性質を有するものではないことが示唆されているとする⁽⁶⁸⁾。

5 上院委員会報告(Senate Committee Report)—1924年5月14日

- (1) 本報告について法廷意見は言及しておらず、反対意見においても、

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

起草者の意図が連邦と州の合理的な調和を達成することにあつたことを示す中で、本法はニューヨーク仲裁法の制定をうけたものであるとの記述について参照されているのみである⁽⁶⁹⁾。

- (2) マクニールは、本報告における法案の修正は殆どが明白かつ瑣末なものであり、それらについて本報告では何の議論もなされておらず、議会が本法は州裁判所を拘束するものと意図していたかに関して新たな理解を提供するものではないとしている⁽⁷⁰⁾。

6 小 括

以上のように、法廷意見は「立法過程には曖昧さがないではない」⁽⁷¹⁾としながらも、主として下院司法委員会報告を根拠に結論を導いている。これに対し、反対意見は「連邦仲裁法ほど明快な(unambiguous)立法過程を示しているものはめったにない」⁽⁷²⁾として、法廷意見よりも広く立法資料を参照しつつ結論を導いている。

マクニールは、法廷意見の引用は文脈を無視したコラージュにすぎないとし、法廷意見が主たる根拠とする下院司法委員会報告の解釈に疑問を呈するとともに、法廷意見が上院聴聞会のみを引用し最終案たる1923年草案に関する両院合同聴聞会に触れていないこと等をも挙げて、法廷意見を包括的に批判している⁽⁷³⁾。マクニールによれば、法廷意見によって示された立法過程は、最早裁判官の偏向的判決を導くためのものでしなく、病的(pathological)な様相を呈しているという⁽⁷⁴⁾。また、連邦裁判所は官僚的形式主義(bureaucratic formalism)に陥っており、かかる形式主義のもとでは事件は法のルールの適用によって演繹的に決定され、裁判所の真の意図(ここでは事件負担数の軽減)が隠されてしまうとされる⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾。

このマクニールの見解はその後の学説に強い影響を与えているが、近時、サウスランド判決法廷意見の結論を擁護する立場から、マクニールの見解を批判する議論も現れている⁽⁷⁷⁾。この見解は、連邦仲裁法の立法過程は明確に州裁判所への適用を示しているのではなく、州裁判所への適用を認めるほうが立法過程に整合的な理解であるというに過ぎないとする。そして、立法過程について、1924年両院合同聴聞会におけるコー

エンの報告文書は、議会が連邦仲裁法を州裁判所に適用させる権能を有するとしており、連邦仲裁法の主たる目的は連邦裁判所での適用にあるが、副次的には州裁判所での適用をも示唆しており、コーエンはその後、連邦仲裁法を州裁判所に適用すべき旨の論文を発表していることに注目する。また、この見解は、マクニールが示す立法過程に依拠する見解では連邦仲裁法が連邦裁判所に適用されること自体は示されているが、連邦裁判所に「のみ」適用されるものであることは必ずしも明らかにされていないことや、連邦仲裁法の歴史的変遷はエリー判決の影響によるものではなく、ニューディール以降における通商条項に関する連邦議会の権能拡大を理由とするものであると理解できること、等を指摘する。

第3節 サウスランド判決以後

1 サウスランド判決以後の連邦仲裁法の状況

サウスランド判決によって仲裁を促進する国策 (a national policy favoring arbitration)⁽⁷⁸⁾ が確認され、連邦最高裁による連邦仲裁法の適用拡大の流れは決定的なものとなった。サウスランド判決以降に連邦仲裁法の適用を認めた重要な判決としては、反トラスト法上の請求に仲裁適格性を認めた *Mitsubishi Motors Corp. v. Soler Chrysler-Plymouth, Inc.*⁽⁷⁹⁾、証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) および RICO (事業への犯罪組織等の浸透の取り締まりに関する法律) のもとでの仲裁強制を認めた *Shearson/Am. Express, Inc. v. McMahon*⁽⁸⁰⁾、ADEA (雇用者年齢差別禁止法) 上の請求に仲裁適格性を認めた *Gilmer v. Interstate/Johnson Lane Corp.*⁽⁸¹⁾、仲裁条項に対し表記法上の制約を課すモンタナ州法が無効とされた *Doctor's Assocs., Inc. v. Casarotto*⁽⁸²⁾、連邦仲裁法の適用が除外される雇用契約を州際通商における輸送に関するものに限定した *Circuit City Stores, Inc., v. Adams*⁽⁸³⁾ などが挙げられる。

このように、総じて連邦仲裁法の適用範囲の拡大、あるいは連邦仲裁法に対する強い効力の付与の流れがみられるが、しかし未だ不安定な部分も存在する。次にみる1995年の *Allied-Bruce Terminix Cos., Inc. v. Dobson* 判決⁽⁸⁴⁾ は、以上のような流れが完全に支配的なものとはなっ

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

いないことを示すものであり、サウスランド判決との関係においても重要な判決である。

2 Allied-Bruce Terminix Cos., Inc. v. Dobson判決(1995年)

本件では、州裁判所での連邦仲裁法の適用というサウスランド判決と同じ問題が再び提起され、上訴人はサウスランド判決における立法過程の解釈を今一度見直すよう要求した。しかし、法廷意見はこれを拒否し、連邦仲裁法は議会の通商規制権能 (commerce power) いっばいに及ぶ (full reach) と判示し⁽⁸⁵⁾、契約が事実上の通商 (commerce in fact) を含んでいさえすればよく、州際通商に対する実質的な当事者の意図 (contemplation of the parties) はなくともよいとした⁽⁸⁶⁾。

本件には、オコナー裁判官の補足意見・スカリア (Scalia) 裁判官の反対意見・トマス (Thomas) 裁判官の反対意見が付されている。注目されるのは、サウスランド判決において反対意見を述べたオコナー裁判官が、ここでは結論として法廷意見を支持していることである。オコナー裁判官は、サウスランド判決における自らの見解を明確に翻すことはせず、サウスランド以後10年の判例の積み重ねとそれに対する当事者の期待を保護する観点から、先例法理 (stare decisis) によってサウスランド判決を維持する立場をとっている⁽⁸⁷⁾。これに対し、スカリア裁判官は、これまでサウスランド判決を覆すことをしなかったのは当事者がそれを要求していなかったためであり、本判決では自らの立場を改め、トマス裁判官およびサウスランド判決におけるオコナー裁判官の立場を支持すると述べた⁽⁸⁸⁾。そして、(判例を覆すに足る) 他の4名の裁判官がいれば、自らもこれを覆す用意ができているとしており、以上のような連邦最高裁の流れが変わる可能性が全くないわけではないことを窺わせている。

(1) 465 U.S. 1.

(2) カリフォルニア州フランチャイズ投資法における次の規定が問題となった。

California Corp. Code Ann. § 31512 (West 1977): 「以下における、本法の全ての規定または全ての規則もしくは命令に従うことを、営業権を得る者に放棄させるよう拘束する条件、約定、規定は、全て無効である。」

- (3) Keating v. Superior Court, Alameda County, 167 Cal. Rptr. 481 (1980) .
- (4) Keating v. Superior Court of Alameda County, 31 Cal. 3d 584, 645 P. 2d 1192 (1982).
- (5) 28 U.S.C. § 1257 (2).
- (6) 以下、両意見を引用するに際して、原文の脚注番号は省略し、判例や議会資料・著作等の引用元は残した。
- (7) *Supra* note1 at 3.
- (8) *Supra* note1 at 6-8.
- (9) *Id.* at 8-9.
- (10) *Id.* at 10.
- (11) *Id.*
- (12) *Id.* at 10-11.
- (13) *Id.* at 22-23.
- (14) *Id.* at 23-24.
- (15) 反対意見は、次のように争点を整理している。「多数意見は3つの争点について判断している。第1に、2条は州裁判所によって強制されるべき連邦の実体的権利(federal substantive rights)を創設したものと判示した。第2に、本件では争点として挙げられていないが、裁判所は前述15-16 n9において、2条の実体的権利は28 U.S.C. § 1331における連邦裁判所の裁判権を行使する基礎となりうるものではないと述べた。第3に、裁判所は2条について、連邦仲裁法3条・4条によって連邦裁判所に規定されている手続に準じて、州裁判所が2条の権利を強制することを要求しているものと解した。』(*Id.* at 24)そして、以上の3つの問題を検討した後、法廷意見が懸念する「法廷地漁り(forum shopping)」の問題について論じている(*Id.* at 33-35)。本稿ではこれを参考に、以上の3つの争点および法廷地漁りの問題について、順に検討していく。なお、反対意見は第1から第3の争点について、次のように述べている。「第1の結論は、制定法の解釈の問題として明らかに誤っている。第2の結論は、第1の結論による誤りを抑えようとするものであろう。第3の結論は、不必要で無思慮なものである。』(*Id.* at 24)
- (16) *Id.* at 11.
- (17) *Id.* at 11-12.
- (18) *Id.* at 12.
- (19) *Id.* at 29.
- (20) *Id.* at 30.

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

- (21) *Id.* at 14–15.
- (22) *Id.* at 12–13.
- (23) *Id.* at 13.
- (24) *Id.* at 13–14.
- (25) *Id.* at 14.
- (26) *Id.* at 25.
- (27) *Id.* at 25–28.
- (28) *Id.* at 29.
- (29) *Id.* at 16 n9.
- (30) *Id.* at 30 n19.
- (31) *Id.* at 31.
- (32) 9 U.S.C. § 9.「当事者が、仲裁合意において、仲裁手続に従って下された仲裁判断に対して裁判所による確認を要する旨の合意をし、かつ、当該裁判所を特定している場合は、仲裁判断が下されてから1年以内であればいつでも、いずれかの仲裁当事者は、特定された裁判所に対して仲裁判断の確認命令を求める申立をすることができる。上記の申立があった場合には、裁判所は、当該仲裁判断に対して本編第10条及び第11条に基づく取消、変更又は更正がなされる場合を除き、確認命令を発しなければならない。当事者間の仲裁合意において裁判所の特定がなされていない場合には、上記の申立は、仲裁判断が下された地を管轄する合衆国裁判所に対してなすことができる。この申立にかかる通知は相手方当事者に送達されることを要し、当該通知がなされることにより、裁判所は、相手方当事者が一般の訴訟手続に出頭した場合と等しい裁判管轄権をこの者に対して取得する。相手方当事者が、仲裁判断が下された地を含む管轄区の居住者である場合には、上記の送達は、申立がなされた裁判所における訴訟手続内の申立に関する通知の送達について法律が定めるところに従い、相手方当事者又はその代理人に対して行われなければならない。相手方当事者が非居住者である場合には、当該申立の通知は、相手方当事者が所在する地を含む管轄区の執行官により、当該管轄区の裁判所が行う他の訴訟手続におけると同様の方法により、送達されなければならない。」(訳は仲裁法制研究会編「世界の仲裁法規」(商事法務、2003年) [三木浩一] に拠った。)
- (33) *Supra* note 1 at 31 n20.
- (34) *Id.* at 16 n10.
- (35) *Id.* at 31–32.
- (36) *Id.* at 32.

- (37) *Id.* at 15–16.
- (38) *Id.* at 33–34.
- (39) *Id.* at 34–35.
- (40) *Id.* at 35.
- (41) Ian R. Macneil, *American Arbitration Law: Reformation, Nationalization, Internationalization* (1992).
- (42) Hearing Before a Subcommittee of the Senate Committee on the Judiciary, 67th Cong. (1923) [hereinafter 1923 Hearing].
- (43) Joint Hearings on S. 1005 and H.R. 646 Before the Subcommittees of the Judiciary, 68th Cong. (1924) [hereinafter 1924 Hearings].
- (44) H.R. Rep. No. 68–96 (1924).
- (45) 65 Cong. Rec. 1931 (1924).
- (46) S. Rep. No. 68–536 (1924).
- (47) 1923 Hearing, *supra* note 42 at 6.
- (48) *Supra* note 1 at 13.
- (49) *Id.* at 13–14 .
- (50) 1923 Hearing, *supra* note 42 at 8.
- (51) *Supra* note 1 at 25, 36.
- (52) 1923 Hearing, *supra* note 42 at 2.
- (53) Macneil, *supra* note 41 at 88–91.
- (54) 1924 Hearings, *supra* note 43 at 17.
- (55) *Supra* note 1 at 26–27.
- (56) 1924 Hearings, *supra* note 43 at 39–40.
- (57) *Supra* note 1 at 26.
- (58) 1924 Hearings, *supra* note 43 at 38.
- (59) *Supra* note 1 at 28.
- (60) Macneil, *supra* note 41 at 92.
- (61) *Supra* note 1 at 12–13.
- (62) Macneil, *supra* note 41 at 118.
- (63) *Supra* note 1 at 13.
- (64) *Id.* at 15–16.
- (65) *Id.* at 26, 27, 28.
- (66) *Supra* note 45 at 1931.
- (67) *Supra* note 1 at 26.

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

- (68) Macneil, *supra* note 41 at 120.
- (69) *Supra* note 1 at 34.
- (70) Macneil, *supra* note 41 at 100, 120.
- (71) *Supra* note 1 at 12.
- (72) *Id.* at 25.
- (73) Macneil, *supra* note 41 at 111-121.
- (74) *Id.* at 170-171.
- (75) *Id.* at 171-173.
- (76) 以上のような検討を経て、マクニールは自らが旨とする分権主義的見地 (decentralist view) から次のように解している (*Id.* at 178, 179)。

州と連邦のいずれの仲裁法が適用されるかは、いずれの裁判所が審理にあたっているかに依存しない。裁判所によって決定されるのは、末梢的で訴訟の結果を左右しない (non-outcome determinative) 手続的事項についてのみである。その州が近代的仲裁法を有するか否かに関わらず州法が適用されるのは、州内取引 (intrastate transaction) のわずかな領域においてのみである。州際取引 (interstate transaction) においては、州が近代的仲裁法を有している場合には州法が適用される。州が近代的仲裁法を有していない場合には、一般的な連邦の仲裁法が適用される。州が近代的仲裁法を有してはいるが当該事件の紛争類型がその適用範囲から排除されている場合には、結論は当該紛争に関する権利の由来に依存する。すなわち、当該紛争が州の実体法から生じたものである場合には仲裁法は排除され、連邦の実体法から生じた場合は仲裁法が用いられる。また、*Moses H. Cone Memorial Hospital v. Mercury Constr. Corp.*, 460 U.S. 1 (1983) や *Dean Witter Reynolds, Inc. v. Byrd*, 470 U.S. 213 (1985) のように、州・連邦両方の問題が争点となっており、かつ州での問題が当該州法のもとでは仲裁に服さない場合には、まず連邦での問題について仲裁が行われる。州法に関する紛争が無過失 (no-fault) 立法や健康被害立法など特別の仲裁制定法に服する場合にも、同様の原理が妥当する。そして、州際取引におけると同様の原理が、国際取引に関しても適用されるべきである。このような仲裁法の体系を達成するために、州の近代的仲裁法が州・連邦いずれにおいても適用されるよう連邦仲裁法は修正されなくてはならない。連邦政府は、連邦仲裁法の規定に替えて統一仲裁法 (Uniform Arbitration Act) を用いるべきである。

- (77) Christopher R. Drahozal, *In Defense of Southland: Reexamining the Legislative History of the Federal Arbitration Act*, 78 *Notre Dame L. Rev.* 101 (2002), at 163-165.

- (78) *Supra* note1 at 10.
- (79) 473 U.S. 614 (1985).
- (80) 482 U.S. 220 (1987).
- (81) 500 U.S. 20 (1991).
- (82) 517 U.S. 681 (1996).
- (83) 532 U.S. 105 (2001).
- (84) 513 U.S. 265 (1995).
- (85) *Id.* at 274.
- (86) *Id.* at 278.
- (87) *Id.* at 284.
- (88) *Id.* at 284.

第3章 結 語

以上見てきたように、連邦仲裁法の適用範囲をめぐっては、サウスランド判決において同法の立法過程自体に関する鋭い解釈の対立が示された。かかる対立を内包しつつも、これまでのところ連邦仲裁法は基本的に適用が拡大され、より強い効力が付与されてきている。サウスランド判決反対意見においてオコナー裁判官が述べたように、本判決は連邦仲裁法の歴史にひとつの区切りを与えるものであるにもかかわらず、それがいかなるものであったのかについて意外にもあまり検討が加えられてこなかったことから、本稿では同判決を中心に置いて連邦仲裁法の適用範囲をめぐり議論を考察してきた。従来、日本において仲裁が主として手続法学の研究対象とされてきていることからすれば、本判決法廷意見における連邦仲裁法は連邦実体法を創設したものであるとの判示は、やや奇異にも感じられる。ここにいう実体法と手続法との区別は、州籍相違事件(diversity case)におけるエリー法理(1938年)⁽¹⁾の適用があるかという観点から、まずバーンハルト判決(1956年)において意識され、仲裁が地域法(local law)によるべき実体権に関するものであれば地域法の領域を侵害することになるのではないか、また、州裁判所が否認する仲裁を連邦裁判所が認めるとすれば、どの裁判所に訴えるかによって訴訟の結果が異なることとなりエリー判決の趣旨に反するのではないか、とい

アメリカ連邦仲裁法の適用範囲をめぐる議論について

うかたちで問題にされたものである。本稿で見てきたように、この問題はその後プリマペイント判決(1967年)において、連邦仲裁法は通商条項(commerce clause)の行使であるという便法によって一旦留保されたが、Moses H. Cone判決(1983年)において明確に、連邦仲裁法はこれに反する実体法・手続法上の州の政策があったとしても仲裁契約を促進する連邦の政策を宣言したものであり、連邦実体法の根幹を創設したものであるとされた。いずれにせよ、アメリカ法において、仲裁は日本における実体法と手続法の二元論的分析とは異なった観点から論じられてきたということが出来る。また、本稿で取上げた問題はエリー法理と通商条項が交錯する領域であり、連邦制一般の理解についても興味深い素材を提供するものである⁽²⁾。

次に、アメリカでは近年、本稿で取上げた連邦主義の問題とは異なる観点から、仲裁に関する議論熱の高まりが見られる。そこでは、ブローカーと顧客、雇用者と被用者、フランチャイザーとフランチャイジー、健康管理組織(HMO)と会員、銀行と顧客、保険業者と被保険者などの間の各種契約における仲裁条項の増加現象が問題とされており、このような現象は仲裁の“Consumerization”と呼ばれている⁽³⁾。この問題は附合契約(adhesion contract)との関連で契約法学者を中心に論じられており、裁判所が附合契約中の仲裁合意についても強い拘束性を認めていることについて、総じて批判的な議論がなされている。たとえば、この問題についてアメリカの契約理論史をたどりながら論じるナップ(Knapp)は、契約条項を規定できる者(約款作成者)の私的利益のためにアメリカ社会が裁判所へアクセスする機会を奪われることについて、約款作成者には現在それが可能であり、またこれからもそうするであろうと結論し、それを認めるか否かは立法府および裁判所の政治的判断にかかっていると⁽⁴⁾。ここでもやはり、仲裁に関する実体法・手続法という二元論的観点からの分析には限界があることが示唆されているといえよう。

以上のような原理的かつアクチュアルな問題について、平成15年の新仲裁法、あるいは平成16年第161回国会において新たに成立した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)を受

けて、今後日本においてもますます議論が盛んになるものと思われるが、アメリカ仲裁法を参照するに際して避けては通れない連邦仲裁法の解釈問題について、本稿が何らかの寄与をなしうれば幸いである。

- (1) エリー法理の意義およびスウィフト判決については、簡単には、浅香吉幹・英米判例百選〔第3版〕(1996年)13事件、14事件参照。詳しくは、同「19世紀アメリカのコモン・ローの構造(1)(2・完)」法協112巻12号1頁(1995年)、113巻1号1頁(1996年)参照。
- (2) 通商条項については、木南敦『通商条項と合衆国憲法』(東京大学出版会、1995年)参照。
- (3) たとえば、Thomas J. Stipanowich, *Punitive Damages and the Consumerization of Arbitration*, 92 Nw. U. L. Rev. 1 (1997)など。この問題を論じたものとしては、2000年以降のものに限ってみても、Chris A. Carr & Michael R. Jencks, *The Privatization of Business and Commercial Dispute Resolution: A Misguided Policy Decision*, 88 Ky. L.J. 183 (2000); Josef Rohlik, *Arbitrators Should Write Opinions for Parties and for Courts*, 44 St. Louis U.L.J. 933 (2000); Johanna Harrington, *Comment, To Litigate or Arbitrate? No Matter—The Credit Card Industry is Deciding For You*, J. Disp. Resol. 101 (2001); Marc Galanter, *Contract in Court: Or Almost Everything You May or May Not Want to Know About Contract Litigation*, Wis. L. Rev. 577 (2001); Richard M. Alderman, *Pre-Dispute Mandatory Arbitration in Consumer Contracts: A Call for Reform*, 38 Hous. L. Rev. 1237 (2001); Charles L. Knapp, *A Tribute to Professor Joseph M. Perillo: Taking Contracts Private: The Quiet Revolution in Contract Law*, 71 Fordham L. Rev. 761 (2003)などがある。
- (4) Knapp, *supra* note 3 at 798.